

令和2年9月1日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 「マイナポイント」の予約・申込が始まっています 9月より還元開始

「キャッシュレス・ポイント還元事業」が6月30日に終了しました。それと入れ替わりに「**マイナポイント**」の申し込みが7月1日より始まりました。今回は「マイナポイント」についてご紹介いたします。

## 【マイナポイントとは】

マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、そのキャッシュレス決済サービスで、ご利用金額の25%分のポイントが、もらえるというものです。

## 【還元金額】

還元金額＝利用金額×25% (一人当たり **5000円上限**)

## 【マイナポイント利用の流れ】

## ①マイナンバーカードを取得する

- ・マイナンバー通知カードでは申込みできません
- ・マイナンバー通知カードにある交付申請書により市町村にて手続きします
- ・すでにお持ちの場合はマイナンバーカードの期限、暗証番号を確認

## ②マイナポイントを申し込み、キャッシュレス決済サービスを選ぶ

- ・**キャッシュレス決済サービスは1件のみ登録可能で、後になって変更はできません。**
- ・申し込みはスマートフォン・パソコン・マイナポイント手続スポット(市町村、コンビニなど)にて手続きができます

## ③登録したキャッシュレス決済サービスを利用し、後日マイナポイント還元

- ・令和2年9月1日から令和3年3月31日までの利用が対象となります
- ・マイナポイントは登録したキャッシュレス決済のポイントにて還元されます

## 【キャッシュレス決済サービス】

マイナポイントの申し込みで登録できるキャッシュレス決済サービスの一例

- ① ICカード(電子マネー)・・・Suica・PASMO・nanaco・ワオン・他
- ② QRコード決済・・・PayPay・楽天ペイ・メルペイ・au Pay 他
- ③ クレジットカード・・・Dカード・オリコカード・三井住友カード 他

決済サービスの中には、マイナポイントに登録すると別途ポイントが付与されるものもあります。

※マイナポイントに参加していないキャッシュレス決済サービスもありますので、登録しようとするサービスが対象となるかは総務省HPにてご確認ください。

マイナポイントの詳細内容・手続きは総務省HP <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>にて